

令和5年度

工事名：淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 排ガス処理設備更新工事

随意契約理由書

本工事は、高槻水みらいセンターに設置されている焼却炉の排ガス処理設備の更新工事を行うものです。

本設備は、安定した汚泥焼却を行ううえで重要な設備であるが、老朽化に伴い腐食や摩耗等が進んでおり、安定した運転に支障があるため、更新工事を実施するものです。

本設備は、日本碍子株式会社が設計、製作したものであり、本工事を実施するためには、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である。また、焼却炉本体を含む多くの機器が一つのシステムとして機能、性能を発揮するよう汚泥燃焼から排ガス処理に至る処理フローについて、熱収支、物質収支計算等を含むシステム設計に基づき各機器が設計、製作されていることから、システム全体の性能確認が必要であり、他社では施工できないものであります。

なお、日本碍子株式会社は、環境関連事業を株式会社 NGK 水環境システムズに継承した後、富士電機水環境システムズとの合併によりメタウォーター株式会社に事業継承しました。

以上のことから、本工事を施工できるのは、メタウォーター株式会社ではなく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社関西営業部と随意契約を締結するものです。」

比較見積省略理由書

本件は、上記のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。